



# 船橋市 認知症対応型共同生活介護事業所 整備事業者募集要項

船橋市健康福祉局 高齢者福祉部

高齢者福祉課 施設整備係

## 認知症対応型共同生活介護事業所整備事業者募集要項

船橋市では、第8期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所を設置運営する事業者を下記のとおり募集する。

### 1. 募集概要

---

#### (1) 募集事業

事業の種類	認知症対応型共同生活介護事業所及び 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	
募集数	新設 (36床)	9床×2ユニット(2事業所)
募集圏域	市内全域	
併設事業	任意	

#### (2) 開設時期

令和8年2月1日までに開設すること。

### 2. 募集要件

---

#### (1) 申請者要件

- ・法人格を有している、又は法人格を有する予定である運営事業者であること。
- ・介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
- ・介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- ・過去3年間、介護保険法(第77条第1項、第78条の10、第84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の35第6項)に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- ・会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを行っている法人でないこと。
- ・当該法人について、直近1年間の所得税又は、法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。なお、法人未設立の場合は、代表予定者について滞納がないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人でないこと。

- ・船橋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が、同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

#### (2) 資金に関する要件

- ・想定年間事業費の12分の2以上に相当する運転資金を自己資金として有していること。

#### (3) 施設整備及び事業用地について

- ・家賃や光熱水費等の料金について、入居者に配慮した料金設定で提案すること。
- ・災害(風水害、土砂災害)等に対する安全性が確保され、利用者が安心して生活できる環境とすること。
- ・都市計画法・建築基準法・消防法・農地法等の関連する法令等の基準を満たしていること。  
また、事業予定地で計画する建物が建築可能かどうか事前に開発関係各課に確認すること。
- ・本事業計画以外の目的による抵当権付きの土地、建物については、事業開始までに抵当権を抹消しておくこと。
- ・整備する土地が長期的に確保されている、又はその見込みがあること。

#### (4) その他

- ・利用者に家庭的な雰囲気によるサービスを提供し、家族や地域住民との交流の機会が確保される地域かつ、立地条件を満たす地域であること。(別紙1参照)
- ・地域住民との交流及び保健、福祉、医療機関等との連携を積極的に図ること。
- ・AEDを設置すること。

### 3. スケジュール

内容	時期
質問受付期日	令和5年9月29日(金)午後5時まで
質問回答日	令和5年10月6日(金)以降
整備計画提案書提出	令和5年11月13日(月) ～令和5年11月17日(金)
船橋市地域密着型サービス指定事業所等 選定委員会	令和6年1月頃
船橋市地域密着型サービス指定事業所等 選定委員会結果通知	令和6年2月頃
指定申請書類提出締切	開設のおおよそ2～3ヶ月前
現地調査・地域密着型サービス運営委員会	開設のおおよそ1～2ヶ月前
指定日	令和7年6月1日 令和7年10月1日 令和8年2月1日

#### 4. 応募に必要な書類

- ・ 下記書類をA4ファイルに調製し、正・副各1部（合計2部）提出すること。なお、図面はA3、その他書類はA4で提出すること。
- ・ 書類の調製方法は別紙2参照。

NO	提出書類	様式
1	認知症対応型共同生活介護事業所整備計画提案書 関係法令に係る各担当課との相談状況	様式1 様式2
2	法人の概要、定款、代表者経歴書及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」修了証の写し（必要な資格取得・研修受講等が済んでいない場合は、取得及び受講予定年月を経歴書に記載すること）	様式3-1 様式3-2 様式4
3	直近3年度分の決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）	
4	資金計画書、資金計画書に付随する積算根拠、自己資金を確認できる預金残高証明書等（令和5年3月1日時点での残高証明書をする。何らかの理由で令和5年3月1日時点の証明書が提出できない場合は、理由を添えた上で近い日付で提出すること。なお、証明書を複数提出する場合は、日付を揃え、総合計が分かるように提出すること。）	様式5
5	公図、土地登記簿謄本、土地の確保を証明できる書類（確約書等）	
6	位置図（事業所を中心として半径1kmと半径500mと半径50mの円及び周辺にある認知症対応型共同生活介護事業所及び事業用地の周辺戸数のわかるもの）、計画地のカラー写真、配置図（計画地内の建物配置、駐車場がわかる図面）、平面図、立面図、部屋別面積表、工程表（図面は全てA3片袖折）	
7	提案書1（基本方針・基本理念）	
8	提案書2（計画予定地の選定理由）	
9	提案書3（サービス提供体制）	
10	提案書4（職員配置と勤務体制ならびに研修実施方針）、 管理者経歴書及び「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了証の写し、計画作成担当者経歴書及び「認知症介護実践者研修」又は「基礎課程」修了証及び資格証の写し（必要な資格取得・研修受講等が済んでいない場合は、取得及び受講予定年月を経歴書に記載すること） （管理者及び計画作成担当者の従事予定者数に応じ必要部数添付）	様式6 様式7
11	提案書5（開設時における地域住民の理解）	
12	提案書6（個人情報保護・情報開示への取組み）	
13	提案書7（災害発生時の対応）	

14	提案書8（事故・苦情処理体制）	
15	提案書9（医療機関・関係機関の連携体制）	
16	提案書10（地域交流・家族交流）	
17	提案書11（関係行政庁の監査・指導状況）、 直近3年度分の指導監査結果と改善報告書の写し 千葉県内で認知症対応型共同生活介護事業を運営している場合 ⇒千葉県内の認知症対応型共同生活介護事業にかかるものすべて 千葉県内で認知症対応型共同生活介護事業を運営していない場合 ⇒千葉県近隣都県（東京都、神奈川県、埼玉県）内の認知症対応型共同生活介護事業にかかるものすべて	
18	提案書12（併設サービスの設置）	
19	直近3年度分の採用数等、令和5年4月時点の事業所数、総定員数及び介護従業者の日勤帯における常勤換算後の人数がわかるもの（法人が運営している認知症対応型共同生活介護事業所に係るもの）	
20	法人の印鑑証明書原本（3か月以内）（法人未設立の場合は不要）	
21	都市計画証明書	
22	法人登記簿の全部事項証明書原本（3か月以内）（法人未設立の場合は、法人設立確約書）	
23	誓約書	様式8
24	法人の役員等一覧兼同意書	様式9
25	直近1年分の法人にかかる納税証明書又は滞納がないことが分かる証明書（法人未設立の場合は代表予定者の納税証明書又は滞納がないことが分かる証明書） 国税（法人税、消費税、地方消費税）、千葉県税（法人県民税等）、船橋市税（法人市民税・事業所税・固定資産税・軽自動車税）	

※写しを提出する場合は正本のみ原本証明すること。

※提案事項に別添資料参照と記載し、法人のマニュアル等を添付することは認めない。

※提出書類はすべて片面印刷とする。

※複数事業所を希望する法人の場合、No20～25の書類の原本は一部のみでよいものとし、その他はコピーでよいものとする。

## 5. 提出期間及び場所、方法等

- 受付期間 : 令和5年11月13日(月)～令和5年11月17日(金)  
 受付時間 : 9時～17時  
 受付場所 : 船橋市役所2階高齢者福祉課  
 受付方法 : 事前連絡の上、来庁日時を予約後、直接持参(郵送提出不可)  
 ※開設を希望する事業者が来庁し提出すること。  
 ※原則として、申込期間以降の差替え、再提出等不可。

## 6. 選定

- ・事業者の選定を公平かつ適正に実施するために、有識者等により構成される「船橋市地域密着型サービス指定事業所等選定委員会」で審査を行う。
- ・審査は、提出された申請書や図面等の書面を、評価基準(別紙3)に基づき行う。
- ・全評価項目の配点(別紙3「小計」の点数)の6割をボーダーラインとし、選定委員会における採点(全評価項目の総合点)の平均点がボーダーラインに満たない場合は落選とする。ボーダーラインを満たした事業者については順位付けの判定を行う。
- ・順位付けの判定は、書面審査を基に行う。例は次表の通り。委員毎に審査の採点結果に順位を付し、各委員が事業者ごとに付した順位の数字を合計した数値(以下「順位点」という。)の小さい数字の者から上位とする。順位点の最も小さい数字のC事業者が第1順位者、A事業者が次点者、B事業者が第3順位者となる。順位点が同点の場合は、1位の獲得数が多い事業者を上位とする。なお、1位の獲得数が同点の場合は、順に2位、3位の獲得数が多い事業者を上位とする。また、それらの獲得も同数の場合には委員の付した点数の合計点が多い事業者から上位とする。

(例)

事業者 委員	A事業者		B事業者		C事業者	
	評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位
I委員	180点	2位	182点	1位	176点	3位
II委員	175点	2位	165点	3位	180点	1位
III委員	190点	1位	174点	3位	176点	2位
IV委員	178点	3位	182点	2位	192点	1位
順位点計		8点		9点		7点
審査順位		2位		3位		1位

- ・ 審査結果は、応募のあったすべての事業者を選定委員会開催後、書面にて通知する。  
審査の結果、「選定事業者なし」という場合もある。
- ・ 選定された事業者は、関係法令等を基に、今回の申請内容に基づいた詳細な事業計画を作成し、本市及び関係機関との協議を行う。
- ・ 必要な許認可が取得できない等の理由により協議が成立しない等の場合には、協議不調として次順位の事業者と協議を行うものとする。

## 7. 注意事項

---

- ・ 応募に伴い、応募者はこの要項に記載の一切の事項を承諾したものとみなす。
- ・ 提出書類の返却は行わない。
- ・ 提出に際し必要な費用、選定結果に伴い発生する費用は応募者の負担とする。
- ・ 必要に応じ書面内容等の確認のため、ヒアリングや書類の追加提出等を求める場合がある。
- ・ 分かりにくい、正確に記載されていない等の事項については、適切に評価されない場合があるので、具体的でわかりやすい記載に努めること。
- ・ 市で受理した書類は公文書となるため、船橋市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合がある。
- ・ 船橋市地域密着型サービス指定事業所等選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合、応募を無効とする場合がある。
- ・ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、また、提案内容や事業運営に関し法令違反が明らかになった場合は、応募を無効とする場合がある。
- ・ 応募書類の提出後、計画地、定員、本公募要項の要件に適合しない変更等を市の承諾なく行った場合は、応募を無効とする場合がある。
- ・ 書類提出後、応募を辞退する場合は、辞退する旨を書面（様式任意）にて提出すること。
- ・ 選定された事業者は市のホームページ上で公開する。
- ・ 今回の応募に当たって提出した提案内容を選定後に変更することは、原則として認めないため計画内容を十分精査の上応募すること。なお、評価項目に係る内容の変更については、失格となる場合がある。
- ・ 土地等の確保は、選定されない場合も考慮して行うこと。
- ・ 選定に係る問い合わせは一切しないこと。
- ・ 問い合わせ及び公募書類の請求は、運営を希望する法人以外からは受け付けない。
- ・ 設計業者を代理人にすることは認めない。

- ・本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合や、施設建築に係る関係省令等に抵触するなど明らかに整備が不可能であると市が判断した場合は、協議を打ち切るものとする。
- ・本要項による選定は、介護保険法に基づく指定が確定するものではない。
- ・併設事業については、各関係機関と事前相談を十分行った上で応募すること。  
(居宅サービスは指導監査課、地域密着型サービスは高齢者福祉課・指導監査課)
- ・原則として、近隣住民の同意が得られ、施設の建設や運営が円滑に行われることが望ましいため、町会、自治会を始め地域住民の方々、施設整備用地の近隣の方々に対して十分な説明を行うこと。なお、選定された後であっても、市が求める期間内に地域住民等の同意が得られない場合には、選定を取り消す場合がある。

## 8. 指定

---

- ・選定された事業者は、事業開始に先立ち介護保険法に基づく指定を受ける必要がある。
- ・指定日は、6月1日、10月1日、2月1日を予定。指定日の1～2月前に「船橋市地域密着型サービス運営委員会」を開催するため、スケジュール(工期・指定申請手続き等)を調整すること。(開催日は事前に指導監査課に確認すること。)
- ・指定前に、指導監査課が現地を調査する。その際、「施設が完全に完成していない(外構含む)＝利用できる状態ではない」、「基準に記載されている設備の設置が済んでいない」、「建築・消防の検査が済んでおらず、各種検査済証がない」場合は、指定できない場合がある。
- ・指定の詳細は下記を参照。

[https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi\\_kosodate/001/03/p017164.html](https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/03/p017164.html)

## 9. 関係法令等

---

下記法令等のほか、都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等の関連する法令等の基準を満たし、船橋市の条例、規則、指導等を遵守すること。

- ・介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
- ・船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月28日船橋市条例第56号)
- ・船橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月28日船橋市条例第57号)
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日 老計発第00331004号 他)

## 10. 質問について

---

- ・ 質問の受付は、開設を希望する事業者からの電子メールのみとする。
- ・ 令和5年9月29日（金）午後5時までに受信したすべての質問について、その質問と質問に対する回答を令和5年10月6日（金）以降に船橋市役所ホームページ上でのみ公開する。
- ・ 公正を期すため窓口、電話等での個別の質問には一切回答しない。また期限後の質問は受付けない。

「お問い合わせ・連絡先」

船橋市 健康福祉局 高齢者福祉部  
高齢者福祉課 施設整備係

〒273-8501

船橋市湊町 2-10-25

TEL 047-436-2353 FAX 047-436-2350

E-mail:koreishafukushi@city.funabashi.lg.jp